

南陽市立荻小学校
跡地利活用の基本的考え方

令和6年4月

1 背景

本市では、児童生徒数の減少による学校の小規模化等の教育課題に対応するため、令和6年3月に迎えた荻小学校の休校や、令和7年3月に迎える中川小学校の休校に際し、学校跡地の利活用の方策を示すことが喫緊の課題となっています。

一方、公共施設総合管理計画で掲げるとおり、本市の公共施設の約5割を占める学校施設の延床面積の縮減は必須となっていることから、学校跡地の利活用に関する基本的な考え方を整理するとともに、利活用に向けた検討手順を定めるものとします。

2 学校跡地利活用の基本的な考え方

(1)跡地利活用における優先順位

学校跡地の利活用検討にあたっての優先順位は、1の背景を踏まえ、①民間事業者等による利活用、②公共的・公益的団体等による利活用、③本市における利活用の順としますが、喫緊の政策課題にも留意し、総合的な見地に立って基本の方向性を定めます。

①民間事業者等による利活用

民間事業者等の事業機会の創出や地域経済の活性化に資するため、貸付・売却を検討します。

ただし、民間事業者等による利活用にあたっては、地域の意向に配慮するとともに、健全性、安定性(継続性)及び周辺環境への影響等を十分に考慮します。

②公共的・公益的団体等による利活用

他の公共団体や福祉・教育・医療機関等による公益的事業や地域福祉の向上が期待できる事業に対して貸付・売却を検討します。

③本市における利活用

市が行政目的で利活用することが見込まれる場合は、事業展開の可能性を優先して検討します。

ただし、公共施設は、初期投資ばかりでなく、維持管理や運用にも費用が必要となることから、施設の改修や運営などの費用対効果を十分に考慮します。

(2)配慮すべき事項

①老朽建築物の早期解体、借地の返還

老朽化等により建築物としての利活用が見込めない場合は、安全面への配慮から、除却・解体を行う必要があります。

また、借地としている場合は、原則として所有者へ土地の返還を行うものとします。

②地域ニーズを踏まえた利活用

学校施設は、地域活動を行ってきたシンボリックな存在であり、地域住民にとって愛着のある場所です。学校施設が担ってきた役割や機能を踏まえ、学校跡地の利活用検討にあたっては、地域の意向に配慮する必要があります。

特に、次の役割や機能については、市民サービスの継続・維持に配慮した代替案の検討が必要です。

- ア.地域コミュニティ機能(地域行事)
- イ.スポーツ機能(学校開放)
- ウ.防災機能(指定避難所)

③国庫補助金等の精算及び活用

整備時に国庫補助金等を活用した場合、施設の廃止・転用等による補助金の返還又は市債の繰り上げ償還の必要性など、財産処分上の制約を踏まえて検討する必要があります。

また、改修等の新たな財政負担を伴う場合は、可能な限り国庫補助金等の特定財源の活用を図る必要があります。

④利活用募集期間の設定

民間事業者等や公共的・公益的団体等による利活用を募集する期間を設定し、広く利活用案を募集する必要があります。

ただし、一定の募集期間を終えて、将来的にも利活用の見込みが立たない学校跡地については、施設の老朽化の状況や周辺環境への影響、地域住民の意向を十分に配慮したうえで、利活用募集期間の終了又は延長を検討する必要があります。

⑤暫定的な管理期間

上記④の利活用募集期間は、学校跡地の本格的な利活用に至る経過期間であるため、暫定的な管理期間とし、本市における一時的な利用を可能とします。

⑥利活用募集期間を終了した学校跡地の管理

利活用募集期間を終了した学校跡地については市における利活用を検討し、普通財産として管理する必要があります。

3 検討の進め方

(1)検討体制

学校跡地利活用については、地域住民の代表者で組織する「荻小学校跡地利活用検討委員会」において事業の妥当性や有効性を含め、総合的に検討します。

また、地域のニーズを踏まえた利活用とするため、荻小学校跡地利活用検討委員会への説明等を通して、地域住民等の合意形成に努めます。

(2)検討手順

学校跡地の利活用検討は、以下の手順を進めます。

荻小学校跡地利活用検討委員会

基本の方向性の検討

- ①民間事業者等における利活用の内容の検討
- ②公共的・公益的団体等による利活用の内容の検討
- ③本市における利活用